



所得税、法人税、消費税など 国税の納税の猶予制度の特例をお知らせします

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業などに係る収入に相当の減少があった人は、申請に基づき原則として納期限の翌日から1年以内の期間、国税の納税の猶予を受けることができます。また、同制度に係る担保は不要で延滞税は免除されます。

- 対象となる人** 次の全ての要件を満たす人
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により、2月以降、1カ月以上の任意の期間において、事業などに係る収入が前年同期に比べ、おおむね20%以上減少している場合
 - 一時に納税を行うことが困難な場合

- 対象となる国税** 所得税、法人税、消費税など、ほぼ全ての税目(印紙で納めるものなどを除く)で、2月1日～令和3年1月31日に納期限が到来するもの
- ※他の納税の猶予の適用を受けている場合や既に納期限が過ぎている未納の国税についてもさかのぼって納税の猶予制度の特例を受けることができます

■**申請期限** 6月30日(火)、または納期限(申告納付期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日

■**申請方法** 申請書の必要事項を記入の上、収入や現預金の状況が分かる資料(提出が困難な場合は口頭で確認)を添えて、郵送で下記提出先へ

*申請書は国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>)に掲載しています。また、e-Taxによる申請も可能です。詳しくは同ホームページをご覧ください

■**提出先**
花巻税務署(〒025-8602 材木町8-20 ☎23-3341)

まずは電話でご相談ください
納税の猶予制度の特例相談
仙台国税局猶予相談センター
0120-945-430
月～金曜日、午前9時～午後5時



中小企業者に対する 家賃補助の申請を受け付けています

【問い合わせ・予約】
本館商工労政課(☎41-3534)

市では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に影響が生じている中小企業者を支援するため、中小企業者が支払う家賃の一部を補助します。

- 対象** 小売業、飲食業、宿泊業および生活関連サービス業のうち、4月の売り上げが前年同月に比べ50%以上減少した中小企業者、または5月の売り上げが前年同月に比べ50%以上減少が見込まれる中小企業者
- 補助率** 家賃の2分の1(月額上限10万円)
- 対象期間** 令和2年4月以降の連続する3カ月間(最大30万円を補助)
- 提出書類**
 - ▶交付申請書▶前金払請求書▶家賃金額が確認できる書類(賃貸借契約書の写しなど)▶令和2年4月または令和2年5月の売り上げが確認できる書類▶口座通帳の写し▶家賃(令和2年4月～6月)の支払い状況が確認できる書類一のほか、次の書類
 - 個人事業主の場合**
 - ▶令和元年分確定申告書第一表の写しなど▶平

成31年4月または令和元年5月の売り上げを確認できる書類(白色申告者…売上台帳など、青色申告者…令和元年分所得税青色申告決算書の写しなど)

- 法人事業主の場合**
 - ▶直近の確定申告書別表第一または登記事項証明書[履歴事項全部証明書]の写しなど▶平成31年4月または令和元年5月の売り上げを確認できる書類(法人事業概況説明書の写しなど)

- 提出方法**
 - 郵送の場合**
 - ▷郵送先…本館商工労政課(〒025-8601 花城町9-30)
 - 持参の場合(完全予約制)**
 - ▷受付日時…5月22日(金)までの月～金曜日、午前9時～午後4時
 - ▷受付会場…なはんプラザ
 - ▷予約先…本館商工労政課(☎41-3534)

申請受理後、最短5日程度で
補助決定額全てを指定口座に振り込みます



個人市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、国民健康保険税の徴収猶予の特例制度をお知らせします

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業などの収入に相当の減少があった人が申請することで、市税の徴収猶予を1年間受けることができる特例制度が開始されました。徴収猶予に係る担保は不要で延滞金もかかりません。

- 対象となる人** 次の全てを満たす納税者・特別徴収義務者
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により、2月以降、1カ月以上の任意の期間で、事業などの収入が前年同期に比べ、おおむね20%以上減少している場合
 - 一時に納付し、または納入が困難な場合
- ※上記の判断は、今後半年程度の事業資金の調達状況などを考慮します

- 対象となる市税** ▶個人市県民税▶法人市民税▶固定資産税▶軽自動車税▶市たばこ税▶入湯税▶国民健康保険税一のうち、2月1日～令和3年1月31日に納期限が到来するもの
- ※他の納税猶予の適用や既に納期限が過ぎている未納の市税についてもさかのぼって特例制度を

受けることができます

■**申請期限** 6月30日(火)、または納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日

- 申請方法** 申請書の必要事項を記入の上、収入や現預金の状況が分かる資料(提出が困難な場合は口頭で確認)を添えて、郵送または持参で下記提出先へ
- *e L T A Xによる申請も可能です。詳しくは市ホームページをご覧ください

- 提出先**
 - 郵送の場合**
 - ▷郵送先…本館収納課(〒025-8601 花城町9-30)
 - 持参の場合**
 - ▷受付日時…月～金曜日、午前9時～午後5時
 - ▷受付会場…相談窓口(なはんプラザ2階)

【問い合わせ】本館収納課(☎41-3531)



中小企業者・小規模事業者が対象 令和3年度の固定資産税が軽減されます

【問い合わせ】
本館資産税課(☎41-3529)

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者または小規模事業者が保有する建物や設備の固定資産税が軽減されます。

- 対象** 次のいずれかに該当する事業者
 - 個人事業者の場合**…常時使用する従業員の数が1,000人以下
 - 法人事業者の場合**…①資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人②資本または出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下(大企業の子会社を除く)

- 要件・軽減率** 2月～10月の期間で、任意の連続する3カ月間の事業収入が前年同期比で次の

- 減少率となっていること
- ▷30%以上50%未満の減少…事業用家屋や設備などの償却資産に対する令和3年度の固定資産税の2分の1を減額
- ▷50%以上の減少…事業用家屋や設備などの償却資産に対する令和3年度の固定資産税の全部を減額

- 申請期間** 令和3年1月中を予定
- 国の固定資産税などの軽減相談窓口**
☎0570-077322(月～金曜日、午前9時30分～午後5時)

*申請書様式などは、国で現在調整中です。詳しくは、軽減相談窓口にお問い合わせください

固定資産税に係る「納税猶予」と「軽減措置」を活用した場合の令和3年度における納税額の考え方

- ①任意の連続する3カ月間の収入の減少率が30%未満の人は、令和2年度分の納税猶予分と令和3年度分の合計額
- ②任意の連続する3カ月間の収入の減少率が30%以上50%未満の人は、令和2年度分の納税猶予分と令和3年度分の土地分の合計額
- ③任意の連続する3カ月間の収入の減少率が50%以上の人は、令和2年度分の納税猶予分と令和3年度分の土地分の合計額